

適

改修計画の法適合性審査・検査

確認申請や検査が不要な改修工事の計画について審査・検査を行います

最近、どのような場合でも企業はコンプライアンスを求められるようになってきました。ちょっとした建物の改修計画についても、何か事故があったときに違法建築になっていた場合には問題になることもあります。弊社は建築基準法上の不透明になりがちな改修計画について、公正・中立な立場で審査・検査を行います。

改修計画の法適合性審査・検査とは？

一般的に、建物の新築や増改築については確認申請や完了検査が必要となりますが、改修工事については確認検査の申請を必要としないものがあるため、建築基準法の適合性が不明瞭な場合があります。そこで、弊社が改修工事の計画についても通常の確認検査と同じように計画の「審査」及び工事中、工事完了後の「検査」を実施する事で、第三者チェックを受けた改修工事であることが分かるようにします。

活用例

- ★建築確認申請が不要な増改築や用途変更
- ★間仕切壁変更
- ★避難安全検証法を適用した建築物の変更など

提出していただく図書

(以下の図書を正副2部ご提出ください)

- ① 遵法性調査依頼書
- ② 委任状
- ③ 最新の確認申請書の写し、及び添付図書の写し
- ④ 検査済証の写し
- ⑤ 改修計画図書一式



株式会社日本確認検査センター

大阪市中央区北浜 3-1-21 松崎ビル 6F
Tel. 06-6231-1950 Fax. 06-6231-1951
E-mail info@nikkaku.jp
URL <https://www.nikkaku.jp>

営業時間 9:00~17:00
(土曜~16:00)

定休日 日曜・祝日

相談窓口 嶋崎 (シマザキ)